

戦後世界体制の形成と東欧小民族

——ユーゴスラヴィア人民主義者とトリニステ問題——

越 村 勲

はじめに

東ヨーロッパが、いわゆる「冷戦」の最前線であったことは疑いのないところである。しかし、東ヨーロッパの政治状況がどのような意味で「冷戦」の結果であるか、または「冷戦」の原因であるのか、意見のわかれるところである。問題は一九四七年、あるいは四八年に限定されるべきではないが、また米ソ両超大国の政治的伝統の違いのみに帰することもできないであろう。そこで第二次世界大戦中の、対枢軸諸国のための連合軍諸国の戦略、長期的利害関係がいかに展開され、その中で東欧諸国がどのような位置を占めたかが重要であり、とくに一九四

三年を契機にヨーロッパが二つの勢力圏に分断された点は無視できない。こうした背景的狀況をふまえたうえで、本稿では、主に東欧の小民族自身にとっての「戦後構想」と四三年がもたらした変化、そして第二次世界大戦終結前後の外交努力とその歴史的意味について検討する。

具体的に本稿では、ユーゴスラヴィア（以下ではユーゴと略記）の経済学者であり、第二次世界大戦末期には、「新生ユーゴ」の経済外交に関わったルドルフ・ピチャニッチ（一九〇五―六八）の動向を中心に右記の問題を検討してみたい。このピチャニッチは、政府高官として国土復興問題、外国貿易問題に携ったのであるが、それ以前に彼はクロアチア農民運動の代表としてイギリス労

働党とともに、いわば国際的な野党戦略ともいふべき「戦後構想」を追及していた。さらに彼は、複雑な民族関係の中での民衆の連帯意識の形成に着目した。そしてこの意識が最も顕著に窺えるのは、トリエステにおいてであった。

このトリエステ問題はまた、ギリシアの内戦とは異った意味で「冷戦の落し子」であり、英米両国とユーゴの、さらにソ連とユーゴの紛争の契機ともなったことから、ユーゴ独自の外交の最初の試金石となったのである。そこで国土復興期のトリエステ問題を頂点とする「大國」と「小國」の対立を中心に、当時の人民主義者の目を通して戦後世界体制の形成と民衆の問題を検討することが本稿の課題である。

一 「農民的」戦後復興論

一九四一年四月、枢軸諸國がユーゴに侵入し、西部のクロアチアはかいらい政権が支配し、東部のセルビアも少し遅れてほぼ同様の運命をたどる。この年六月、亡命政府に滞留してロンドンに到着したビチャニッチは、政府の活動以外に、一農民運動家として、イギリスの社会

主義運動とも関わりをもつようになる。こうした社会運動の国際的連帯の中で、彼は、農民を中心とするユーゴ社会の再建や東欧全体の「農民的」復興を唱えながら、東欧民衆運動において社会的要求と民族的要求とが密接に結びつくことを示していく。

一九四二年春、G・D・H・コールらの経済学者を中心とし、戦後復興の問題を議題とするナフィールド協議会が開かれた。四月一八日農業再建問題に関する分科会では、イギリスの経済学者ドリーン・ウォリナーが、戦争終結とともに、全ヨーロッパ規模の経済計画の下で農業生産を調整し、東欧農業の生産性を西欧農業に近づけるべきであると述べた。これに対し、ビチャニッチは、第一に戦前の水準に回復させ、そのちはじめて計画による経済運営を図るべきである、と主張した。またビチャニッチは、市場の組織化による生産内容の誘導や資本投資よりも、東南欧については、農産物価格の向上の方が先決問題であり、さらに資本投資に関しては、私的投資よりも社会的形態の方が好ましい、と述べている。⁽³⁾

ここでいう農業の社会的な組織化についてビチャニッチは、農業協同組合がその中心的役割を果たすものと考

えた。協同組合の可能性に関する国際的協議会の席上、ピチャニッチは次のように述べている。農村の協同組合による組織化は、私的経営を相互に結合させ、さらに協同組合による統合を図ること、または私的経営の範囲を越える市場のおよび生産的諸機能を農村全体の枠組で統合することと考えられ、この農村全体による統合は、一方で伝統の継承であり、また他方で新しい形態の共同の試みである。まず伝統的な共同の形態については、第一に近隣農家の協力が重要であり、とくに共同労働や家畜の共同使用はユーゴ農村の伝統であるという。これに対し一九四二年以来セルビアでは、ナチスカいらい政権の下で、強制的に五軒の農家による共同耕作が義務づけられている。そこでピチャニッチは予測する。これは何より機械的・画一的な共同である点で充分機能することはできないであろう、と。彼が重視する伝統的共同の第二の形態は、南スラヴ特有の大家族共同体ザドルガである。これはローマ法的所有形態とは対照的に、大家族が共同で土地を所有し、かつ生産を行う共同体であった。ピチャニッチは次のように洞察する。たしかにザドルガは、二〇—六〇人からなる生産・消費共同体としては消滅し

たが、四—一〇人からなる小単位としてザドルガ的慣習を守っている。その慣習とは、土地を耕すものだけに所有の権利があり、たとえ家長といえど成人構成員の合意なしには、土地を処分することはできないというものであり、この伝統は新しい共同の基礎になるであろう。ピチャニッチによる伝統的共同の第三の姿は、村落共有地である。この共同所有地も、近代的に利用できる可能性がある。事実、国家や地方自治体所有の森林の多くが、クロアチアでは、農民の使用権を保証し、また関連産業に利用されているからである。

次にピチャニッチは、「最近の」新しい共同化の動きに注目する。その第一の形態は、自発的協同組合であり、農民たちは、何の定款もおかず、共同購入や販売、役畜が死亡した場合の共同保証を行っている。こうした農民たちの自発性から生まれ、クロアチア農民党によって組織された協同組合が「経済同盟」である。この「経済同盟」の機関紙編集長であったピチャニッチは、第二次大戦下の農民对国家の関係を次のように言い表わしている。クロアチアのかいらい政権は、「経済同盟」の役員を指名して住民を強制的に加盟させようとしたが、結局地方

当局と任命役員の間には不信が生じたためにこの制度を停滞させてしまった。一方、戦時下の生活上の困難によって農民たちの自助精神や相互扶助は強化され、対敵レジスタンスの精神的基礎となり、経済的にも集団的サポータージュや自力更生運動となつてあらわれている。こうして戦時下の闘争に社会的変革の可能性を読みとつたこと、この点ピチャニッチは亡命政治家たちの中でも異彩を放っている。このピチャニッチは、農民共同の将来像について次のように述べている。それは、ホルホーズ制度を取り入れるか否かという問題と関わってくるが、クロアチアの協同組合が行つたあるアンケートは、農民たちが大規模経営による生産性向上を認めながらも、そもそもユーゴでの大規模経営組織化の可能性について疑問を抱いていることを示している。また、強制的な集団化に彼らはとくに反対するのである。そこで組織化が必要な農業機械の導入についても、村落と国家が対等のパートナーとなることが望ましい、とピチャニッチは考えている。

以上共同化問題の様々な観点を総合して、ピチャニッチは次のように結論づける。まず農民たちは、自給用作物と市場向け産物の生産を並行させるべきであり、後者

のみが共同の対象となるのである。それは共同の販売から生産へと発展し、農村がその場合の単位となる。そして一般協同組合が地方行政体とともに一つの経済単位をつくり、この単位が国家経済と地方経済を仲介し、またさらに農・工業のバランスをとるであろう、というのがピチャニッチの戦後復興論である。⁽⁴⁾ 実は、協同組合政策に限れば、このピチャニッチ構想は社会主義ユーゴで現実のものとなるのである。⁽⁵⁾

次に東欧全体の問題についてピチャニッチは、一九四二年六月、ロンドン大学での講演の中で次のように述べる。まず東欧とは「農民ヨーロッパ」であり、それは三つの不安定要因を抱えている。第一に東欧はたえず大国の影響にさらされている。第二に、小農中心の社会構造がもつ不安定さがある。第三のそれは資本主義全体の危機がもたらす不安である。そのうち最も重要な外交的不安定に関しては、まず東欧が、本来ドイツに属する生活圏であるとか固有の市場である、といった考えにピチャニッチは論駁する。東欧は第三帝国が戦争に加わった場合や経済封鎖されたときの「予備食糧庫」にすぎないのであって、また一九三七年におけるドイツの東欧向け輸

出高は、対英・米輸出高それぞれと等しく、一三パーセントにすぎない。そこでドイツと東欧との経済関係は、戦前のような強者と弱者の清算協定でなく、本来ドイツ一國と東欧の一億住民の間の対等な財とサービスの交換でなければならぬ、と彼は述べている。そしてさらにビチャニッチによれば、第二次世界大戦はイギリスやソ連の東欧に対する関心を強めており、また軍事的にも戦争後ヨーロッパ大陸におけるソ連の影響力は強まるであろう。同様に戦勝の際には地中海におけるイギリスの影響も強まるであろうから、東欧は、地中海と大陸の両勢力圏の間で今後仲介者となるべきである。こうしてビチャニッチは、戦後東欧の安全保障政策は、地域的なものではなく、総合的なものでなければならず、東欧全体が即座に同盟すべきである、という結論を導きだしている。⁽⁷⁾この時点の彼は英ソ協定が東欧を勢力圏毎に分割するとは考えていなかった。戦略的・軍事的見地からすれば、一九世紀の露墺協定（一八七六年）のように、小地域をさらに勢力圏に分割することから得るところは少ないのであって、英ソ協定が勢力圏を定めた秘密協定だという観測はドイツの流言である、というのがその理由であっ

た。⁽⁷⁾しかしこのような東欧連邦案は、四三年初頭のスターリングラード戦におけるソ連軍の勝利とともに、戦後構想をめぐる議論がより具体的になっていく過程で、ソ連側から反ソの「防疫線」とみなされ、現実政治の表舞台から消えていく。そしてビチャニッチは、東欧側の連邦化運動の分裂に落胆し、とりわけ西側諸国にたいして妥協を示す勢力を非難しながら、⁽⁸⁾自らの活動を連邦制に基づくユーゴ再生に限定していくのである。

一九四三年二月、ビチャニッチは再び国内の農民運動に希望をつなぎながら、その現状を次のように分析している。第一に、人民は自由を、多面的自由を求めているが、そのうち最も重要なものは外敵からの自由であり、人民は、集団的安全保障により将来的にも独立が守られることを望んでいる。第二に人民は、地方自治から政府に至るまで自由な選挙によってつくりだすことを、そして人民が権力の源泉となることを望んでいる。この要求は「上からの」権威主義的なナチス統治の否定のみならず、戦前ユーゴの体制の否定をも意味する。それが独裁体制であったからである。第三に、個人的・市民的自由が求められており、農民たちは自分たちの秩序を確立で

きたときこそこの自由を守り発展させるだろう。第四に、戦後復興は次のような新しい目標の下に行われるであろう。「人民の必要、とりわけ人口の八割を占める農民の必要のために、農・工業の計画化を。また町に社会主義村には協同協合、そして国家に民主主義を。」第五に人民は、連合国の援助に解放の希望をみているが、この解放に人民の代表が加わることを要求している。第六に、民族自決の完全なる自由が必要であり、そのため農民たちは社会的要求をも民族的要求と結びつけるのである。何よりこの民族的要求とはクロアチアの極右グループ、ウスタシアのように民族的排外主義を意味するものではない。クロアチア農民たちの民族的連帯の精神は南スラヴ全体に及び、また、いかなる軍国主義ナシヨナリズムや死者を偶像化して生産を圧迫する独裁主義とも異なる。そこで農民たちは民族的には、ユーゴの国境を越えて連帯し、いかなる侵略にも反対するのであり、社会的には他の勤労階級を兄弟層とみなすのである。

ピチャニッチによれば、以上が四三年初めの、クロアチア農民の一般的性向であった。そしてクロアチア農民党内部の右派はもちろん、このころは中間派とも決裂し

て、ピチャニッチは社会的・民族的変革の道を選ぶ。クロアチア農民党は、いまや大衆による支持も頂点にたっし、もはや野党的立場にとどまらず、農民クロアチア建設の責任を負っている、と考えたからであった。

* 一つの伝記的事実として注目すべきことは、このような姿勢から待機主義や中立主義を批判していたピチャニッチが、今日ユーゴ歴史学において中立主義の責任を負わされているヴラトコ・マチュクを、大戦末期も「試されつづけた民主主義者」として擁護していることである。ピチャニッチは、マチュクの「中立主義」は幽閉に伴う産物であることを強調し、また彼の政治的賢明に対するクロアチア人民の信頼は変らないとも述べている。⁽¹¹⁾

二 ルドルフ・ピチャニッチの経済外交

ルドルフ・ピチャニッチは、第二次世界大戦開始直後、ユーゴ亡命政府の国土復興委員に選ばれている。その後合衆国との武器貸与協定や連合国救済復興機関(U・N・R・R・A)に関係し、「テイトラー」政府になつてからも外国貿易局長の任に携った。本章では、このような時期のピチャニッチが国の代表として、あるいは一人の人民主義的経済学者としてどのように「小国」の立

場を守ろうとしたかを検討してみたい。

東欧の、かつ人民主義的経済学者としてのピチャニツチの姿は、「大国」イギリス側の欧州再建問題担当者ヘンリー・M・アンドリューズとの対比の中で浮かびあがってくる。まずピチャニツチの見解は次のとおりである。東南欧の工業化問題に関して、現実の生産性の低さだけを槍玉にあげるのは間違いである。問題はむしろ誤った工業政策にあるのであって、例えばいくつかの国々の工業は国内市場の独占によって利益をあげているが、その高価格は消費促進の障壁となっている。次に、工業化の問題は農村人口の三分の一に及ぶ過剰人口とも結びついているが、ピチャニツチは、この過剰人口を移民等によって早くに解消しようという政策には反対する。それはユーゴ国内の農・工業の調和的發展によって吸収できるのであり、また民族的見地からしても独・伊両国との勢力関係の一層の悪化につながるからである、と主張していた。⁽¹²⁾これに対しアンドリューズは次のような立場をとり、両者は戦後復興のための相互協力から四三年三月には決裂にいたる。アンドリューズはまず、中東欧の諸国家の経済が未発達である以上、たとえ各国の国家主権

を犠牲にしても、相互に協力しかつ英・米の指導の下に、一つの勢力を「無条件」に形成することを提案し、また投下資本に比較して最も効率よく雇用を確保できる産業を奨励すべきだと主張した。⁽¹³⁾そしてアンドリューズがこのような内容の東欧再建論を、こうした意見の違いにもかかわらず両者の共同署名によって英・米両政府に上申しようとしたことが、直接に決裂を招いたのであった。⁽¹⁴⁾

「小国」の発言力を確保しようという考えは、ピチャニツチがU・N・R・R・A創設に際し国土復興委員として行った、提言のなかにも読みとることができる。まずヨーロッパ地方機関の権限を強化し（連合諸国の中で数の上では中南米諸国に比べて少ないヨーロッパ諸国だけでも協議会を召集できるようにする）、そのうえでヨーロッパのとくに「小国」といって、U・N・R・R・A当局に直接働きかけて発言力を強化することを彼は主張する。さらにユーゴが中央理事会に入れなかった不利については、自国の利害に関する場合審議を傍聴する権利と、不服の場合協議会での再審議を要求することで補うよう求めた。⁽¹⁵⁾しかし現実には東南欧解放に関するバルカン・ミッシェン協定がユーゴ政府・軍いづれの代表も参加せずに締結

され、ユーゴの主権が脅かされる結果となった。それがユーゴの戦後復興に重大な関わりを持っていたにも拘らずである。一九四四年一〇月、BBCラジオ放送でピチャニッチは次のように訴えている。……たしかに我々の援助要求は多大であるが、最も戦災を受け、かつ勝利に貢献した国が要求すべきであるというU・N・R・A精神が守られることを切望する……と。⁽¹⁶⁾

U・N・R・Aとの交渉においてピチャニッチが、政府部内での意見の相違^{*}にもかかわらず、修正を要求していたことは、救援物資の所有と分配の権限を各国に移譲することであった。U・N・R・Aの援助協定案にも援助物資の帰属は明記されておらず、その法律顧問によれば、援助物資は消費者または政府の手にわたるまでU・N・R・Aに帰属するか、または時によってその後もU・N・R・Aの所有物と考えられている。こうした見解に対しピチャニッチは、帰属を明示しないことで援助に政治的判断が加えられ、また援助物資の処分権が本来当該国家と国民の権利であることがあいまいにされると考え、援助物資は受領国に帰属すべきであると主張した。ピチャニッチによれば、この見解はU・

N・R・A議長レーマン以外の多数に支持されており、例えば議長代理が即座に所有権を移譲するよう要求している。つづいて、ピチャニッチが強固に主張した問題は、援助にたいする返済の問題である。この点についても議長レーマンは全額返済を主張しているが、U・N・R・A内部では支払の方法と期限は各国の判断にゆだねるべきである、という意見が多数を占めていた。⁽¹⁷⁾

^{*} 一九四四年一月二日、亡命政府の食糧供給・戦後復興大臣代理コサノヴィチがU・N・R・A議長と会合した際に、援助物資の帰属および支払問題に関するピチャニッチの方針を否定したため、ピチャニッチは首相シュバシッチあての手紙の中で、この発言の撤回を強く要求している。⁽¹⁸⁾

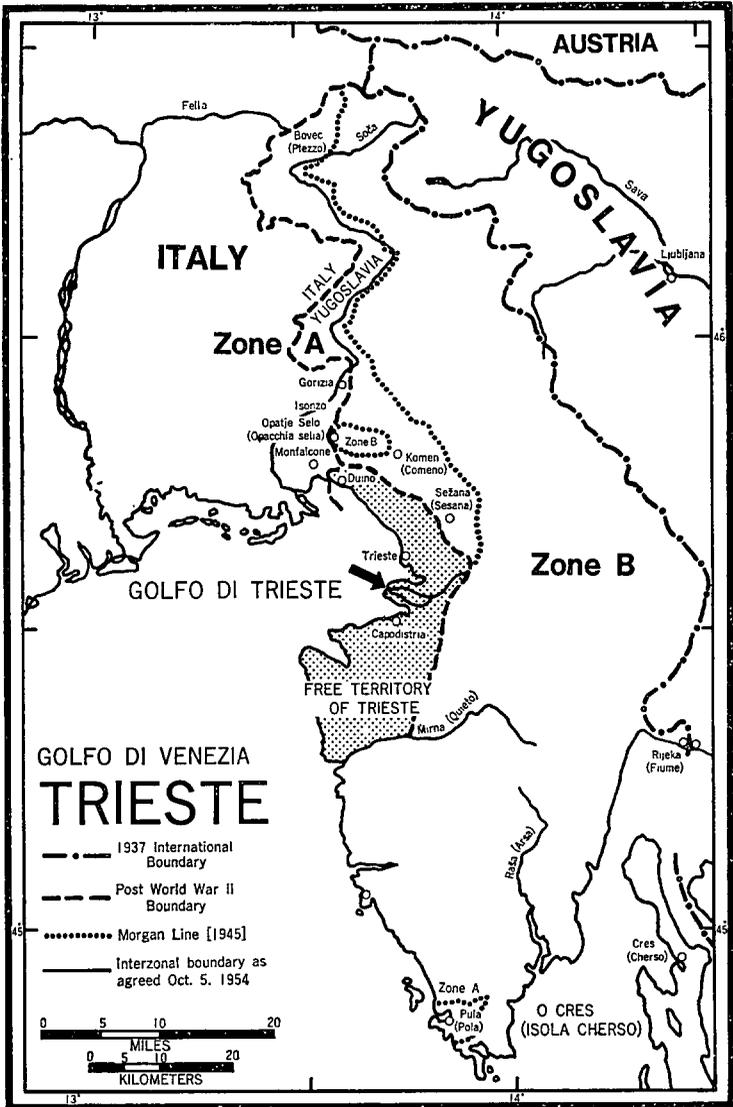
こうして交渉過程には、「大国」と「小国」との利害の相違が反映されていった。そして一九四五年七月ルーズベルトの死の時期は国際情勢にとって一つの転機であった。この時サンフランシスコ協議会に際しての政治情勢をピチャニッチは次のように分析している。

ルーズベルトの死は米外交政策に一つの「空白」を生み、イギリスはこれを利用してアメリカをソ連と対抗させようとした。しかし協議会の後半になってアメリカは

独自性を取り戻した。アメリカ経済は戦時経済から平和時の経済に戻りつつあるが、財産帰属の問題やそれ以上に深刻な失業問題を抱えており、こうして財と資本の対外的輸出の必要にせまられている。ただし、この資本輸出が民間レベルで行われるか、借款の形式をとるか、それともアメリカが国内投資に専心するかは、ポツダム宣言後に決定されるだろう。このアメリカはユーゴについてソ連の利益圏に属すると考え、最早影響を及ぼそうという方針はとっていない。が、その含意するところは、ユーゴに援助に与える必要は全くないという考えから、ソ連を援助する以上、ユーゴも援助すべきという意見や、政治的影響力のそう失を経済関係で補うべきだという意見まで多岐にわたる。次にイギリスについては、総選挙による政権交代も予想されるが、基本方針は変わらないであろう。彼らはヨーロッパの覇権を追求し、西欧の政治的ブロック化に失敗した現在、経済的ブロックの形成を図っている。アメリカ外交が問題毎に対応しようとするのとは対照的に、イギリスはブロック化政策をとろうとする。またソ連がサンフランシスコ協議会をまけて新たな外交体制をつくろうとしているのに対し、イギリスは

協議会以前に既成事実をつくろうとしている。⁽¹⁹⁾
 実は、このイギリスの対ユーゴ感情は、丁度四五年夏から悪化しているのである。ダルマチア上陸作戦が結局実施されなかったためティトーは連合軍に不信を抱き、ティトーが単独でモスクワに向ったことは、今度は、チャーチルの感情を害した。さらにトリエステ問題が対英関係、ひいては対西側連合国関係の悪化を招き、U・N・R・R・A援助は停止の危機にさらされた。一九四五年八月一三日、対伊援助問題についてU・N・R・R・A協議会が開かれた。アメリカ、カナダの代表は対伊援助が認められなければ国内の圧力団体によってU・N・R・R・A援助そのものが停止される危険があると述べた。席上ビチャニッチは論駁する。たしかにユーゴも、解放地区援助の目的のため、対伊援助を制限的に認めた。しかし、四五年五月末日までユーゴがU・N・R・R・Aから受けとった援助が一三〇万ドルであるのに対し、制限的な筈の対伊援助も一一九〇万ドルにのぼっている。国連の資金的援助にいたっては対ユーゴが四八〇〇万ドルにたいし、対伊援助は五億ドルになっている。さらに議題に上っている対伊援助案にしても、国連の賠

POSTWAR TERRITORIAL SETTLEMENTS



XXXI Bulletin, Department of State, No. 799, Oct. 18, 1954, p. 557.

償要求が不分明であり、「制限」も実質上ないに等しい、とピチャニッチは言うのである。彼によればユーゴの立場は、ムッソリーニとの決別を明確にするイタリア人との友好の回復にあるが、対するイタリア政府の側が非友好的なままであったためイタリアの「新生」に不信を抱いていた。この日の協議会では、さらに、イギリス代表

ノエル・ペーカーとユーゴ食糧供給・国土復興大臣ベトロヴィチの間で論議が交された。ノエル・ペーカーにすれば、イタリアは既に国家首脳が入れ代り変化したのだから、ユーゴも従来の立場を改めるべき、と考えられた。

しかしベトロヴィチは、ことユーゴに対しては、結果として何の変化もみられない以上、あくまで対伊援助について賠償上の特権的優遇措置は認めるべきではない、と強調した。⁽²⁰⁾ こうした「小国」の主張も、U・N・R・A創設当初に関しては認められた。八月二二日、ピチャニッチはU・N・R・A議長に、援助は国境紛争地帯を含むのか、その場合誰と合意を結ぶのかについて確認を求めた。このとき議長は、「B」ゾーンでユーゴ軍当局と、「A」ゾーンでは連合軍と合意を結ぶと答えている。が、このとき「A」ゾーンについては、ユー

ゴ使節団も間接的に援助物資の処分に関与することが容認された。⁽²¹⁾ しかしこのトリエステ問題は、ピチャニッチの想像を越えて深刻化し、ユーゴ―イギリス関係さらにユーゴ―西側連合国関係を悪化させていく。

三 トリエステ問題と南スラヴ人

第二次世界大戦が終結に近づいたとき、イタリアとユーゴスラヴィアの境界地帯（ユリスカ・クライナまたはヴェネツィア・ジュリアと呼ばれる地域でトリエステ、イストリアそしてゴリツァの三つの地域からなる）の帰属が問題となった。それはラテン民族とスラヴ民族の接点であった。またこの地域は中東欧全体にとって地中海への出口として重大な経済的意味をもっていたにもかかわらず、第一次世界大戦末期には協商側参戦の代償としてイタリア領土に編入された。これにたいし第二次大戦末期、連合軍の上陸を前にして、在イタリア・ユーゴ人委員会は次のように主張している。戦間期ヨーロッパにおいてユーゴ―イタリア間の外交的緊張は極めて深刻であったが、それはスラヴ系住民を強引に「イタリア化」させようとしたイタリア政府の民族政策の誤りによ

るものである。こうしておよそ七〇万のスラヴ系住民のうち一〇万人がこの地域を後にすることになった。そこでまずユーゴ・イタリア問題は、この戦間期の迫害の問題を追究することなしには解消しえないのであり、ファシスト民族政策はとくにトリエステ市で顕著に示された、とこの委員会は述べている。トリエステ市の人口は約二五万であり、市がイタリアの支配下におかれる以前、スラヴ人とイタリア人の比率は一对二でかつスラヴ人が増大傾向にあった。しかしイタリア支配以後、幾万のスロヴェニア人やクロアチア人が人種的・政治的あるいは経済的迫害によって国外に移住していった。これに対し戦間期にはおよそ五万人のイタリア人がシシリーや南イタリアからトリエステへ移住している。こうしたファシスト的支配によって、スラヴ系住民とイタリア系住民の間には不信感が生まれ、さらに「イタリア的正義」や公的施設への不信の念がうえつけられたのである。ユーゴ人委員会によれば不信の第一の元凶はやはりスラヴ人区域をイタリアが占領したことであり、四半世紀の経験から得た教訓は、スラヴ系住民はいかなる場合もイタリアの支配に服するべきではない、ということである。したが

って国境線をかつてウッドロウ・ウィルソンが主張したスラヴとラテンの境界線に戻すことが何より重要である。この境界線はソーチャ(イゾンゾ)川にそってカルルト山地から平野への出口にあたり、境界の東側はほぼスラヴ系住民が集中しており、いくつかの都市にイタリア人が居住しているのみである。次に「イタリア化」政策の歴史的背景として、長い間のヴェネツィア統治によってイタリア人はつねに支配者となり、スラヴは搾取される側となってきたことが指摘される。そしてトリエステはまさにこのアドリア海東岸のイタリアの歴史的既得権のシンボルであった。こうしたイタリアの姿勢に対し、スラヴ系住民はこのとき自由をもとめて戦っていたのであった。だが、「我々は逆にイタリア人を差別して報復しようという気持もない。我々はヴェネツィア・ジュリアのスロヴェニア人やクロアチア人による地方自治を要求するだけである」、という補足を付してこの委員会はモランダムをしめくくっている。⁽²²⁾

ユーゴ・イタリア国境の問題は、おそらくは前述のノエル・ベーカーが考えていた以上に歴史的であった。そして、ピチャニッチによれば、問題は社会的・文化的で

もあった。ユリースカ・クライナは貧しい地域であり、住民は荷物運搬で生計をたてていたが、鉄道と蒸気船の導入によって、人々は都市部の工場に殺到した。スラヴ系住民はこのときイタリア語を使用するようになり、急速に民族的同化が進んだのであった。が、やがて、中東欧ではよく見られるように、都市がスラヴ人を「吸収」しうる限界がやってきて、スラヴは一時スラヴとしての発言力を強めることができた。しかしこの地方の場合一九一八年以後のイタリア化政策によりスラヴの権利が失われるのである。かつてのオーストリアもドイツ化政策をとりまた社会階層の分化を利用して支配体制を築き、特権階級を優遇した。こうしてイタリア系都市住民は、既にこの時代に、スラヴ系農民より優越した階級としての地位を与えられていたのである。これに加えて戦間期のイタリア当局は、役人や商人・植民者といった層のおよそ一〇万の住民を加えたためスラヴ系住民は国外移住を強いられた。しかしこのような状況にあってもスラヴ系住民が完全に消滅した空白地域はなく、抵抗の背景には「農民文化」があった。例えばスラヴ系住民はカトリック教会でも、ラテン語を使用せず、古くからの口語と

グラール文字を永らく守っていた。(またカトリック教会に対抗して、一六世紀以来、南スラヴ諸族のなかでも最も活発にプロテスタント運動が展開されたのもこの地域である)。したがって、ピチャニッチによれば、ユーゴスラヴィア国境の画定にあたっては、イタリア人が居住する「飛地」ではなく、「歴史的・農民的集落」を分割せざるべき単位と考えることが、以後の社会発展にとっても好ましいのである。⁽²³⁾

以上が農民運動家としてのピチャニッチの、トリエステ問題に対する基本的な態度であった。この基礎のうえに、新生ユーゴの経済代表として、ピチャニッチは次のような見解を示したのである。まずトリエステは、中東欧の港であり、現在の住民の大半はイタリア系であるが、領土は南スラヴ人に属することが望ましい。トリエステが中東欧全体の港であるというのは、中東欧を経済的の背後地として一三八二年から一九一八年まで存続したからであり、この経済的の背後地にとってトリエステは、不可欠の西側の貿易経路である。またトリエステ自体イタリア統治の下では経済的に繁栄せず第一次大戦前の出入荷量の五分の一に低下している。そもそも第一次大戦前

のイタリア王国との貿易高も、この港の貿易高全体の三パーセントにすぎなかったのだが、一九二四—三三年の期間についても一〇パーセントにとどまったのである。さらにイタリア経済全体にとってもトリエステは、ヴェネツィアに次いで第五位の出入荷を占めるにすぎない。最後に、トリエステは工業の中心地として中東欧にとつてきわめて重要なのである。トリエステの全貿易高の一七パーセントは原材料の輸入からなり、これらはトリエステで加工されて、再び経済的後背地に輸出されるのである。この工業が七万の労働者に職場を与えている。しかしイタリア国内ではトリエステの工業分野は競合相手が多く、むしろ工業化の遅れたユーゴとつながることで繁栄が保証される筈である。しかも本来の経済的後背地とトリエステとの接点はユーゴ領域にある。こうしてピチャニッチによれば、トリエステは南スラヴ人の領土となるべきなのである。

ピチャニッチは次に、トリエステ住民の大半がユーゴの編入を望んでいる、と述べる。それによるとトリエステは、ユーゴ人の歴史的居住地域の中で孤立するイタリア地域である。ユリウスカ・クライナ全体の住民九七

万人のうち六五万人は、スロヴェニア人とクロアチア人である。このスラヴ人たちの民族的権利を戦間期のイタリア政府は認めることができず、彼らは第二次大戦中の民族解放闘争の中で自分たちの権利を主張したのである。一九四三年から四五年ユーゴスラヴィア人民解放軍への義勇兵は七二〇〇人であり、それはユリウスカ・クライナの成年人口の八パーセントにあたる。永らくイタリア人たちは、トリエステのために第一次大戦中六〇万人の犠牲を注いだと主張してきたが、この第二次大戦中に彼らが奪った人的犠牲の方がはるかに多い。ユーゴスラヴィアがイタリア占領によってこうむった被害は、兵士及び市民の死者四三八、九五六名、一三一、二〇〇の傷害者をかぞえ、一〇九、四三七名が収容所に送られ、一二七、〇〇〇人の強制退去をうけ、八四、二五五人が強制労働に服され、七、〇〇〇人が捕虜となった。ユリウスカ・クライナのバルチザン兵士が、独・伊軍への物資補給を断つたためイストラ半島の鉄道線路への攻撃に携ったのはこうした背景があった。たしかにトリエステに限定すれば、二〇万人の住民のうちスロヴェニア人は六万人にすぎず、イタリア人が一四万人を占めるが、

彼らもイタリア人の帰属を歓迎した第一次大戦直後とは今日別な見方をしている。イタリア統治の二五年の否定的経験から、それまでのイタリア・ナシヨナリズムをあらためる必要を感じている。ピチャニツチの判断によれば、一三世紀以来のトリエステの自治と中東欧との結び付きは、イタリアの領土回復主義よりも強くなり、再び中東欧とユーゴとの密接な関係を求めている。そしてこのような考えは労働者だけでなく商店主、職人やトリエステの経済的繁栄に依存する全ての人々によって支持されている。およそ六万人が参加したといわれるごく最近のゼネ・ストがこのような世論の具体的あらわれであった。こうして両民族のあらゆる階層の代表が選ばれた人民解放委員会が、トリエステのイタリア人とスラヴ人が協力した抵抗運動のさ中、トリエステの自治を臨時的に担ったのである。

結局、ピチャニツチによれば、現在のユーゴのトリエステ問題に対する当面の態度は次のようである。すなわちユーゴは、一定の条件をつけて、トリエステ港の国際化をみとめる。それが、全ての関係諸国が参加する管理局によって統治されるならば一定期限この管理局に権限を

移譲する。ユーゴはトリエステ市に自治を与え、イタリア系住民にも全ての権利を認め、それが好ましいということになれば、トリエステをユーゴ第七の連邦単位として認める。一方境界については、いわゆる第一次大戦後の「妥協ライン」は今日認めることはできない。それが「大国」と「小国」の間の妥協であったからである。総じてこの大戦が終了したあとの取決めは、自力で民族的独立を回復した対等の連合側パートナーとして、ファシズムからの解放と中東欧全体に関わる問題の長期的解決、さらにイタリアの帝国主義全体への対策として行われるべきである。ただし過去のダンツイヒのような独立国家形成による解決策は受け入れがたく、かつ現実にそぐわない。リエカ（フィウメ）のような例からしても独立も政治的安定はかなえられないからである。第三国による軍事占領に至ってはすでに時期を失っている、トリエステ問題の最終的な解決のみが、ユーゴIIイタリアの善隣友好関係をもたらすのである。そしてユーゴ側が望む最終的解決とは、トリエステ港を中東欧全体が管理に関する国際港とし、トリエステ市はユーゴの主権下におき、そのうえで連邦の一単位としてトリエステの州自治を認

めることであつた。⁽²⁴⁾

しかしながらこの連邦ユーゴのトリエステ州という構想は、第二次大戦終結直後の現実のなかで、ビチャニッチ自身も経験した「障壁」にははまれ、妥協的なトリエステ自由地域という姿に收れんしていった。そのうち最初の「障壁」とは、イタリア首相パッリがトリエステ死守を表明したことである。このときビチャニッチはイギリス労働党国會議員エドルマンとの会合の中で、イタリアはトリアッティの共産党が政権につくのではないかぎり、トリエステを手放すことはないだろう、という観測を示された。さらにこのとき彼が感じとつた「障壁」とは、イギリスでは軍部を中心に、ソ連はユーゴを通じてトリエステ港を獲得して地中海に関与しようとしている、とみているという事実だつた。そもそも当時『ピクチャ1・ポスト』紙を編集し、イギリスの野党的世論の代弁者と考えられたエドルマン自身が、トリエステを市・港・鉄道全てを含めて国際化することが望ましいと考えていた。が、それはユーゴがトリエステを容易に封鎖することを防ごうという意図による提案であり、一方ビチャニッチは、トリエステに通ずる鉄道は、イタリアの一

部資本家の計略であると考えていたため、両者の意見は一致しなかつた。⁽²⁵⁾このようにイギリスは野党といえども、トリエステ問題を英ソ関係の枠組の中でみていた。こうした中であつて、進歩的外交を支持する評論家W・ステイードは、ユーゴ側が単独で、ソ連の指導とは別個にイタリアとの紛争解決に努めていることを、世界にアピールすべきだと忠告した。しかしビチャニッチは、イタリアのトリエステ死守の姿勢、さらに現にイタリアはアメリカやイギリスを背後にひかえている以上、単独交渉など意味をなさないと考えたのである。⁽²⁶⁾次にイギリス側与党の外交姿勢に至つては、ビチャニッチの立場とはあまりにかけはなれていた。一月ビチャニッチは外務次官ノエル・ベッカーを訪ねた。ベッカーは、ユーゴの姿勢をショーヴィニズムと非難し、ビチャニッチはトリエステの連邦を構成する一州とし港を国際化する容易があることを明らかにしたが、ベッカーはこの姿勢は偏狭であると非難した。トリエステの国際的管理とは、ベッカーにしてみれば、利害当事者でない第三国による管理であつた。だがこのイギリス外務次官の「国際的視野」は、実はこのとき、ユーゴ・ギリシア紛争に及んだとき、国

境のマケドニア民族の自立もマケドニア語の主張も一際根拠のない空論であると断言させる性質のものにすぎなかった。⁽²⁷⁾

結びにかえて

第二次大戦終了後も直後については明らかに「大国」の利害が優先されることになり、その点第二次大戦勃発前と本質的な変わりはなかった。東欧についても一九四八年までにはソ連の影響力は決定的になっており、ユーゴスラヴィアはこの年三月トリエステ自由地域の廃止と大半のイタリアへの併合を宣告され、同じく四八年の六月、今度はスターリンによってコミンフォルムを追放される。この孤立は、第二次大戦中示された「小国」の自力独立の努力、そこから派生する国際的権利の要求に対する「大国」による「報復」であったともいえる。しかしU・N・R・R・Aやトリエステ問題についてビチャニッチが示したこの主体性、「小国」の自負は、いずれティトーらによる非同盟の論理につながっていくのである。

問題は次に、経済開発における「効率」をめぐる「南

北」の問題に関わってくる。実利的なアンドリューズはもちろん、ドリン・ウォリナーのような左翼的経済学者も、東欧の経済的發展には強い指導力が必要と考えた。こうした「先進国」と「後発国」の社会運動のずれも、経済の分野における「大国」||「小国」関係であるといえよう。そしてビチャニッチのような人民主義者にして始めて明確になるのは、民族問題が中東欧においていかに社会問題と表裏一体をなすかということである。それは農業と工業、農村と都市という社会問題であったのである。

(1) cf. Robin Okey, *History of Eastern Europe*, London, 1982, pp. 188-198.

(2) 伊東孝之、「東欧に関する連合国の戦争目的一九四一—四五」(1)、『スラブ研究』第21号、一九七六年、参照。

(3) cf. *Proceeding of International Nutfield Conference*, II, Agricultural Reconstruction, 18 April, 1942.

(4) cf. Rudolf Bičanić, Report to the Conference on Co-operative Systems in European Agriculture, organized by the British Association for the Advancement of Science in London, April 16, 17, 1943.

(5) cf. Zadržni leksikon, Zagreb, 1957.

(6) (7) cf. *Free Europe*, 5 June, 1942.

- (∞) cf. Letter from Rudolf Bićanić to W. Johnston, 1943, 8 XII.
- (○) cf. Rudolf Bićanić, "The Great Peasant Movement", *Left News*, February 1943, London.
- (㉑) cf. Letter from Rudolf Bićanić to the Editor of "Time and Tide", 4 August, 1943.
- (㉒) cf. Letter from Rudolf Bićanić to the Editor of "Nineteenth Century and After", 16 August, 1943.
- (㉓) cf. Letter from Rudolf Bićanić to Henry M. Andrews, December 27, 1941.
- (㉔) cf. Letter from Henry M. Andrews to Rudolf Bićanić, 22 February, 1943.
- (㉕) cf. Letter from Rudolf Bićanić to Henry M. Andrews, 1 May, 1943.
- (㉖) cf. Pismo Rudolfa Bićanića Milanu Gavriloviću 14 I 16 VII, 1943.
- (㉗) cf. Rudolf Bićanić, Text of BBC radio talk, 9 October, 1944.
- (㉘) cf. Izvještaj Rudolfa Bićanića o Zaključenju osnovnog sporazuma sa UNRRA-om o djelovanju u Jugoslaviji, 19. XII, London, 1944.
- (㉙) cf. Pismo Rudolfa Bićanića Ivanu Šubašiću 17 XII, 1944.
- (㉚) cf. Izvještaj Rudolfa Bićanića o političkoj situaciji

u Americi i Engleskoj, 20 VII, 1945.

- (㉛) cf. Proceedings of United Nations Relief and Rehabilitation Administration, Third Session of the Council, Ad Hoc Committee on Policy, 18 August 1945.
- (㉜) cf. Memorandum Rudolfa Bićanića, 6 IX 1945.
- (㉝) cf. Memorandum Jugoslovenskog odbora iz Italije, 1944.
- (㉞) cf. Rudolf Bićanić, Rukopis o tršćanskom pitanju, (但し内容は不詳だが、内容から第二次大戦終了直後と推測される)。
- (㉟) cf. Memorandum of Rudolf Bićanić on the Functional Solution of Trieste Question, (1) (但し内容は不詳だが、第二次大戦終了直後と推測される)。
- (㊱) cf. Memorandum Rudolfa Bićanića o sastanku s Morrisom Edelmanom X. 1945. (但し日時不詳)。
- (㊲) cf. Memorandum Rudolfa Bićanića o razgovoru s W. Steedom, 12 X 1945.
- (㊳) cf. Memorandum Rudolfa Bićanića o posjeti Noelu Beacheru XI. 1945. (但し日時不詳)。
(昭和六十一年三月八日脱稿)
(1) 橋大学助手)